

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年4月30日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第13号

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例（平成5年倉吉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第27条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、一般廃棄物のうち第20条第1項の規定により市長が指定する所定の場所に持ち出される可燃ごみ及びし尿の処理について、次のとおり一般廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>(1) 可燃ごみ処理手数料 規則で定める規格に応じ、指定袋1袋につき、小袋にあっては14円、中袋にあっては27円、大袋にあっては55円とする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第27条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、一般廃棄物のうち第20条の規定により市が収集する可燃ごみ及びし尿の処理について、次のとおり一般廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>(1) 可燃ごみ処理手数料 指定袋1袋につき、小袋は21円と、大袋は31円とする。</p> <p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の第27条第1号の小袋であってこの条例の施行の日以後に第28条第1号の規定により購入されるものは、この条例による改正後の第27条第1号の中袋とみなす。